

産業廃棄物処理計画書

2025年5月17日

広島市長 殿

提出者

住所 広島市安佐南区祇園三丁目21-22

氏名 平成生コン株式会社

代表取締役 横山 剛之

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-874-1919

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	平成生コン株式会社
事業場の所在地	広島市安佐南区祇園三丁目21-22
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	窯業・土石製品製造業
②事業の規模	生コン出荷金額 約5億円（出荷数量 約22,400m ³ ）
③従業員数	9名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	中間処理業者へコンクリートくずとして排出（再生路盤材として再資源化される）

別紙1
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(6 年度) 実績量
計画:今年度(7 年度) 計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項										
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
燃え殻																					
汚泥																					
廃油																					
廃酸																					
廃アルカリ																					
廃プラスチック類																					
紙くず																					
木くず																					
繊維くず																					
動植物性残さ																					
動物系固形不要物																					
ゴムくず																					
金属くず																					
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	3080	1500										3080	1500			3080	1500				
鉱さい																					
がれき類																					
動物のふん尿																					
動物の死体																					
ばいじん																					
合計	3080	1500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3080	1500	0	0	3080	1500	0	0	0	0

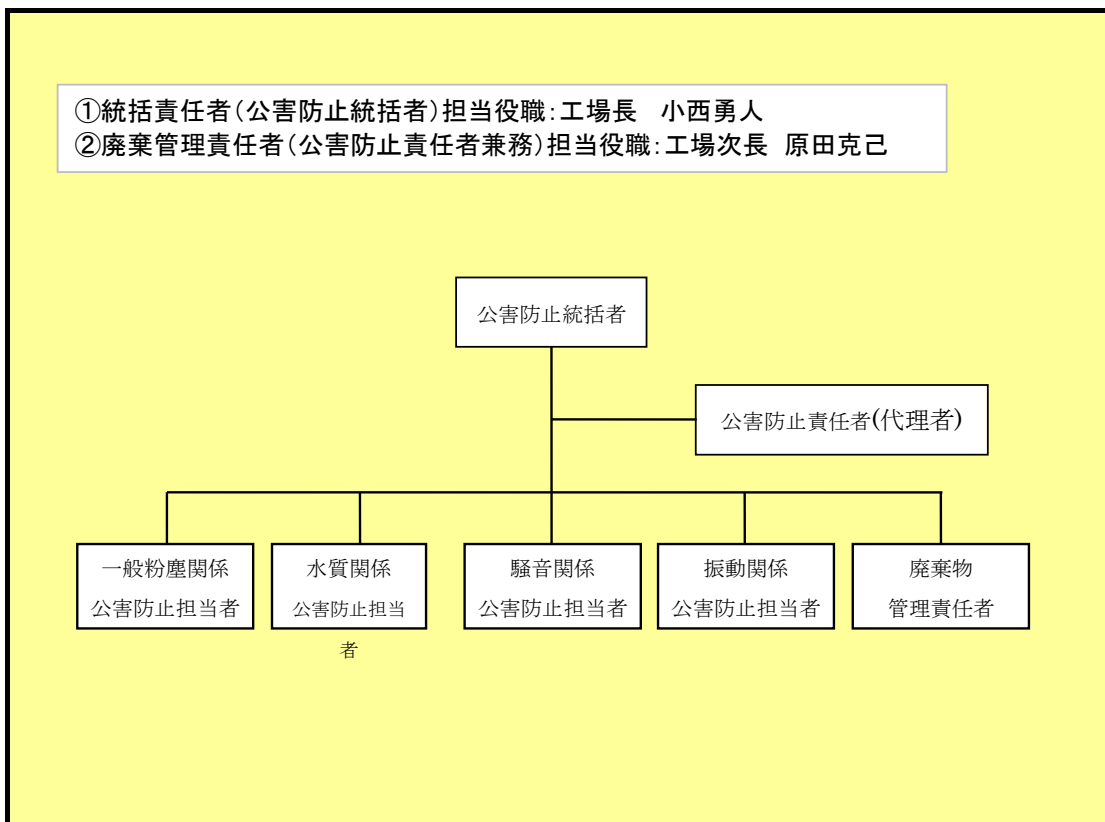
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>(これまでに実施した取組) ・顧客に対して残コンが極力発生しないように 計画的な施工管理の実施および必要最低限の生コン数量の注文とその理解 ・生コン製造時における練り水としてスラッジ水の積極的利用および戻りコン・残コンをコンクリートブロックとして作成し販売</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>(今後実施する予定の取組) ・生コン製造時における練り水としてスラッジ水の積極的利用および戻りコン・残コンをコンクリートブロックとして作成し販売</p>

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	-
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	-

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	-
②計画 (今後実施する予定の取組)	-

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	-
②計画 (今後実施する予定の取組)	-

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>-</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>-</p>

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>(これまでに実施した取組) ・当社の社内規格に則り、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>(今後実施する予定の取組) ・可能な限り優良認定処理業者から選定する</p>